

# 経済建設常任委員会会議録

平成25年3月8日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 13:30

## 案 件

1. 議案第 6号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第4号)
2. 議案第 7号 平成24年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
3. 議案第13号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
4. 議案第15号 平成25年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
5. 議案第16号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
6. 議案第17号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
7. 議案第18号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
8. 議案第21号 平成25年度飯塚市水道事業会計予算
9. 議案第22号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算
10. 議案第23号 平成25年度飯塚市下水道事業会計予算
11. 議案第30号 飯塚市営駐車場整備基金条例
12. 議案第48号 市道路線の認定

## 報 告

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| 1. 専用場外発売場「オートレース牛津」について | 【事業管理課】 |
| 2. 飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて  | 【商工観光課】 |
| 3. 飯塚市学童農業体験について         | 【農林振興課】 |
| 4. 飯塚市耐震改修促進計画について       | 【建築住宅課】 |
| 5. 市道上の事故による損害賠償請求事件について | 【土木管理課】 |
| 6. 工事請負変更契約について          | 【上水道課】  |
| 7. 工事請負変更契約について          | 【下水道課】  |

## 委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第6号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第4号)」及び「議案第7号 平成24年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

上下水道部総務課長

「議案第6号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第4号)」について、補足説明をいたします。別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。第3条 予算の収益的支出につきましては、131万2千円を増額して、予定額を19億8720万6千円とするものです。

第4条 予算の資本的収入につきましては、2007万4千円を増額して、予定額を11億1939万6千円とするものです。

2ページの資本的支出につきましては、2091万8千円を増額して、予定額を19億3644万5千円とするものです。

第5条の債務負担行為につきましては、24年度、25年度に実施しています「内野浄水場浄水施設新設工事」の限度額を変更するものです。

内容につきまして、明細書により説明をいたします。5ページをお願いします。収益的支出の131万2千円の増につきましては、基礎年金拠出金に係る公的負担率が1000分の27.7から1000分の37.7に引き上げられたことによる人件費、職員共済組合負担金の増額です。

6ページをお願いします。資本的収入の2007万4千円の増の主なものは、国の経済危機対応、地域活性化予備費を活用した事業に伴う企業債・出資金・国庫補助金の増額です。

資本的支出の2091万8千円の増につきましては、基礎年金拠出金に係る公的負担率の引上げによる人件費の増額、第8期拡張事業において国の経済危機対応、地域活性化予備費を活用して前倒しにより工事を行うため、工事請負費を増額するものであります。

以上、簡単ですが、水道事業会計 補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、「議案第7号 平成24年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」について、補足説明をいたします。9ページをお願いします。第3条 予算の収益的支出につきましては、35万1千円を増額して、予定額を12億5333万2千円とするものです。

第4条 予算の資本的支出につきましては、75万4千円を増額して、予定額を19億2076万5千円とするものです。

内容につきまして、明細書により説明します。11ページをお願いします。収益的支出の35万1千円の増額、12ページの資本的支出の75万4千円の増額につきましては、いずれも水道事業会計補正予算のところで説明しました基礎年金拠出金に係る公的負担率の改定により人件費を増額するものです。

以上、簡単ですが、下水道事業会計 補正予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

議題中、「議案第6号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第4号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号 平成24年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第13号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

事業管理課長

「議案第13号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の335ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ157億325万2千円とするものでございます。本場開催は、SGレースを1節5日、Gレースを2節10日、Gレース1節5日、普通開催レース65日で、合計で85日間開催いたします。そのうち、ナイター開催は、G・Gを各5日間、普通開催を12日間、計22日間実施することとしております。また、場外発売延べ開催日数は303日の予定です。

主な内容につきまして事項別明細により説明いたします。まず、歳出からご説明いたします。前年度と比較いたしまして、主なものについてご説明いたします。予算書の342ページをお

願いいたします。1款2項1目8節、右側の説明欄は343ページ右上になりますが、記念品料につきましては、払戻率変更に伴いますファンサービスの一環として食事利用券などの経費を含め計上しております。

次に13節 賃金システム更新委託料ですが、説明欄は344ページ右上から3段下のところですが、賃金計算システムの老朽化により更新するもので、707万7千円を計上しています。

次に説明欄の下から8段目、19節 財団法人JKA交付金につきましては、交付金の納付率が実質2.4%から2.2%と0.2%軽減されましたので、軽減後見込み額に猶予分の2億円を加えました5億704万3千円を計上しています。

次に345ページ、下から8段目をお願いします。場外発売関係経費負担金につきましては、見込み額9億3958万7千円を計上しています。

次に、専用場外発売所関係費「オートレース川辺」分につきましては、実績売上金額を勘案して、売上総額は2億2775万円を見込み、歳出予算につきましては、関係経費を5571万9千円を計上しております。

次に、346ページをお願いします。4目8節、右側説明欄の中段ですが、賞典費につきましては、昨年12月の補正予算で計上整理いたしました選手賞金の引き下げ後の額、10億1654万5千円を計上しております。

次に、5目22節 補償補填及び賠償金、勝車投票券払戻金につきましては、売り上げ見込み金額に対しまして、払戻率変更後の率を参考とし、69.8%を乗じ、101億5781万9千円を計上しております。

次に348ページをお願いします。3項 管理費、2目 施設改善費、14節 使用料及び賃借料のうち、自動発払機借上料及びマルチビジョン借上料につきましては、昨年12月議会で債務負担行為で議決いただき、平成25年度分として計上しているもので、自動発払機借上料が1889万2千円、マルチビジョン借上料が794万1千円を計上しております。

次に、15節 工事請負費につきましては、349ページ右側上段の中央休憩所外壁等改修工事として3590万円、北トイレ等改修工事として4400万円、イベントステージ改修工事として640万円を計上しております。

次に歳入ですが、339ページをお願いいたします。1款1項1目1節 勝車投票券発売収入149億5275万円は、場外発売委託を含めた本場85日分の売り上げ見込みを計上しております。

同ページ2款1項1目 受託事業収入、1節 場外発売業務負担金4億5623万6千円は他場の場外発売を実施することによる受託収入を見込んでいます。このうち、専用場外発売所分は4027万6千円を見込んでいるところでございます。

次に、340ページをお願いいたします。4款1項1目1節 小型自動車競走場施設改良基金繰入金1億8560万円は、施設改善等に要する経費に充てるため基金より繰り入れるものであります。

今回の予算総額につきましては、前年と比較いたしまして、56億1227万4千円減額となっておりますが、このうち約31億円が払戻率の変更により影響しているものであります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

339ページ、財産収入、財産貸付収入で、土地建物貸付収入。これは売店競走会事務所等貸付料として計画が上がっておりますけれど、これは社協にお任せしている食堂も入るというふうに理解していいですか。

事業管理課長

この土地建物貸付収入につきましては、競走会、社会福祉協議会、それから情報協会、たばこ組合などの貸付料として計上いたしております。

道祖委員

昨日の一般質問で、オートレース場の食堂の件がいろいろ質問されておりました。社会福祉協議会にお任せしておりますけれど、社会福祉協議会としては福祉に専念して、食堂経営から手を引いていただけたらいいかというような質問の趣旨であったというふうに思っております。なぜかという、今までは収益が上がっていた、社会福祉協議会、売店で上がっていたけれど、もうそれはだんだんだんだん減ってあるというような質問に対してのお答えだったというふうに理解しておりますが、間違いないですか。

事業管理課長

そのとおりでございます。

道祖委員

社協としては一所懸命努力をしておるといふような答弁でもあったと思いますけれど、ここに2月15日付の飯塚市社会福祉協議会だよりがあります。これに飯塚オートレース場内飲食店、物品納入業者入札参加資格取得の申し込み受け付けというふうにご案内があって、2月28日まで受け付けをされておるようですけど、昨日の質疑を聞いて自動販売機の売り上げを入れたとしても、売り上げが減っていったおるといふような答弁があったと思いますけれども、自動販売機等もこれは入札で行われておるのかどうか、ということなんですけれど、答えられますか。答えられないみたいだから私が言います。社会福祉協議会、自動販売機については自動販売機が入っている業者さんに半年ごとに価格の見直しをしてもらっているんです。だから、入札はこういうふうに入札資格を申し込んだとしても、もう既得権である。だから、自由競争は入札制度の意味合いから言ったら業者間の競争は行われてないらしいですよ。だから、私が言いたいのはね、努力しておるといってもね、入札制度でやはりきちんとしとかんと、いま入っている業者さんに半年ごとに価格を見直してくれて、利益幅を多くくださいというふうに言っても、どこかで行き詰まるんじゃないですかという思いがあるんです。そして、あなた方は社協としては、こういうふうな形で入札資格ということで募集しているんですよ。それはそれでちゃんと、問題のないように入札させて、そして適正価格できちんと販売できるように、業者も生き残れるように社協も生き残れるようにやるべきだと私は思いますけれど、そういうことを初めてやって社協としては努力してるといふふうに言えるんじゃないかと私は思いますけど、どう思いますか。

委員長

いいですか、事業管理課は答えられますか。

事業管理課長

質問委員のほうからご意見をいただきましたが、適正な入札によって、適正な価格で設置するというにつきましては、望ましいことだと思います。

道祖委員

そういう努力をしながら、社協は今、今までね、今後社協にそのままお任せするとするならば、オートレースに、まあ、いつもデータいただきますけれど、毎年毎年来場者が減ってきておりますよね。減っているでしょう、減っているからオートレースの売り上げも減っているし、食堂の売り上げも減っていますよね。だから、今度は入場料50円取っていたやつを、今度はこれを無料に、100円でしたかね、100円取っていたやつを無料にするんですよ。それは間違いないでしょう。ですよ、であるなら、あなた方はそのまま社協を大事にそこに食堂お任せする考えならば、今までは入場料を取るという形で来場する人、枠の中の人ばかりをお客様にしていたのに、でしょう。だから入場料をとらないということになれば、誰でも来られるということになるわけです。そういう考えになるとは思いますけど、どうですか。

#### 事業管理課長

確かに質問委員言われますように、入場料無料化につきましては平成25年4月から実施ということで、本場開催につきましては100円の入場料が必要でございました。場外発売につきましては、無料で開場しておりました。そういった観点からいきますと、入場料が不要になることにより来やすくなる。その分当然社会福祉協議会として食堂の利用、活用、さらに拡充ができるものというふうに思っております。

#### 道祖委員

と思うでしょう。思うならば、社協に対してそういう形になっていくんで、売り上げを伸ばすためにどういう施策をとるのか、そういうことを考えれという提案等をしておりますか。もしくは、オートレース場として従来の食堂の入り口を外側に向けるとか、改造して売り上げ増に結びつけるとかという考え方を示すとか、そういうことを検討されたことがあるのかどうか。

#### 公営競技事業部長

この社会福祉協議会の所管課は社会・障がい者福祉課になりますけれども、今回のいろんな、一般質問の中でもいろいろご指摘を受けておりますので、私ども所管課の課長等々と一度近日中に社協に出向きまして、いろんなご指摘がっていると、それについてどう考えているのか、また、活性化をどう図っていくのかということについて、協議する予定にしておりますので、その時にきょう質問委員からありましたお話についても、社協とどういう形になっていくのが正しいのか、また、どういう形で進めていくべきかということにつきましては、協議していきたいと思っております。

#### 道祖委員

ぜひ協議してもらって、ここにそういう形の収入が載っているということでありますから、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。そして、それでどうしてもお客さんが、いろいろな努力をした結果、無理だということであるならば、本会議場で一般質問で指摘されたように、社協さんには社会福祉のほうに専念していただいて、別の業者さん、対応できる業者さんを選択するとかそういうことをしていかないと、本体そのものが、昨日も指摘されておりました社会福祉協議会に売り上げが伸びないということで補助金を出していったら、オートレース場の本体そのものの収益が減っていく可能性もあるじゃないかということだったと思いますので、ぜひその点については前向きに、オートレース場が立派に利益が上げられるように、社会福祉協議会も利益が上げられて、お客様に喜ばれるように努力していただきたいと思います。また、協議の結果だけは後日報告をお願いしたいと思います。

#### 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第13号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 平成25年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### 農林振興課長

「議案第15号 平成25年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の365ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳

出それぞれ2382万8千円とするものでございます。

事項別明細により、歳出から説明いたします。予算書の369ページをお願いします。歳出につきまして、1款1項1目 一般管理費において、上下水道マッピングシステム更新負担金など288万円、2目 施設管理費につきましては維持管理委託料などを693万8千円とし、2款1項1目の公債費で元金958万8千円、2目の利子を342万2千円とするものです。

次に歳入の説明をいたします。予算書の368ページをお願いします。歳入につきましては、1款1項1目の事業分担金を17万円、2款1項1目の使用料を529万9千円、3款1項1目の一般会計繰入金を1835万8千円とし、歳入歳出の収支バランスをとっております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

368ページ、使用料及び手数料について、使用料、集落排水処理施設使用料、これが11万4千円ふえておりますが、その原因はどういうことでしょうか。

農林振興課長

加入世帯が従前の世帯数から4戸ふえて104戸となっていることによるものでございます。

道祖委員

これは内野の集落排水だったと記憶しておりますけれど、当初計画、まあ4戸ふえたということは、それはよかったなあと思っているんですよ。だから何で4戸ふえたのかというような、自分たちが頑張ってふやしたのかどうか。ふえたときぐらい自慢してもいいんだから、努力した結果、4戸ふえてこれだけになりましたと、あと目標はあと何戸あるんですけど、頑張っつなぎ込むように説得してきますぐらいの答弁が欲しいんですけど、どうですか。

農林振興課長

この未加入の世帯につきましては、昨年9月に未加入世帯に対しましてアンケート調査を実施いたしました。その結果は従前から答弁をさせていただいておりましたとおりで、1つに工事費が非常に高いと、だいたい100万円程度かかるといことです。それからあとは、高齢世帯ということで後継者がいないという事実が改めて、そこで確認ができました。その一方で、確かに今回加入世帯がふえましたけども、いわゆる改築あるいは新築に伴いまして、ご加入をいただいたということでございます。今の予定では、さらに2、3戸が加入をいただけるのではないかとこのように考えるとござります。

道祖委員

頑張ってください。頑張りますって、最後言ってほしかったんですけどね。まあ、よろしくお願ひしまして質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

今の農業集落排水ですが、持ち出しが2835万8千円ということですが、これはいま収入が529万9千円、利用料、これは104戸とおっしゃいましたね。最高何戸までつなぎ込めて、処理能力はどれくらいあるんでしょうか。

農林振興課長

処理能力は、780人が対応可能ということでございます。166戸が可能ということ、最高でつなぎ込みが可能ということでございます。

瀬戸委員

例えば166戸全て、その集落166戸あるのかどうかわかりませんが、つなぎ込まれた時は使用料は総額いくらになるんでしょうか。

農林振興課長

概ねですけど、800万円程度というふうに思っております。

瀬戸委員

これですね、利子とかはじめの建設費の起債の返還とかやってあるんでしょうけど、採算がとれるのはいつごろとれるんですか。

農林振興課長

先ほどもご答弁しましたけども、昨年、私どもが未加入世帯に対しましてアンケート調査を実施しましたところ、非常に厳しい結果となっております。今後、将来的に見込まれますのは、現在、分担金17万円を納めていただいているところが44戸中22戸納めていただいております。ただし、この22戸が将来その意思を、もう既に加入の意思表示はされているということで17万円を納めていただいているというふうに考えておりますが、一方でアンケートの結果から出ましたことは、高齢世帯で後継者がいないと、それから家を建て替える、あるいは改築の見込みもないということをつなぎ込みは厳しいというふうなご回答をいただいております。これらを総合的に勘案しますと、今ご指摘されていることにつきましては、非常に厳しいものと考えております。

瀬戸委員

これ採算はとれないですよ。はっきり言ってですね。毎年2000万円ぐらいは一般財源から持って出なくてははいけない。環境の面においてですね、私、先日一般質問させていただきましたけど、農業集落排水は非常に大切なものかなとは考えているんです。ただ、今から2000万円ずつ一般会計から持ち出しをしながらですね、そして家がふえていけばいいけど、筑穂地区あたりがふえていって、たくさんの方がつなぎ込んでいただけるのであれば、いくらかは変わってくるんでしょうけど、採算のとれないものをいつまでも2000万円ずっと払ってるわけですね、これを個別浄化槽に変えてやってしたほうがもういろんなその経費の面からいっても縮減できるんじゃないかなと思ったりもするんですよ。補助金が普通ありますよね、農業集落排水があるからそこは外れてるでしょうけど、これを廃止して各浄化槽か何に変えていただいでですね、多めに負担をしてあげて、年間2000万円出すんだったら、3年6000万円も要らないと思うんですよ、104戸。6000万円ぐらい。3年で元を取るじゃないですか。そしたらあと4、5、6、7、8とずっと続けていくんだったら、何億円にもなっていくんですよ、持ち出しが。それであれば、そういうふうな方法もあるんじゃないかなと。当然、川をきれいにするという意味では非常にいいんですけど、そういうこともあるかなと思ったんですけど、それはひとつ、今すぐにはできることじゃないと思ってますけど、起債等が終わったとき、終わるときとかに考えていかれながらですね、そういうふうな方法もあるんじゃないかなと思ったので、これはひとつそういう方向で考えることもできるんじゃないかなということでご提案を申し上げておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第15号 平成25年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

農林振興課長

「議案第16号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」について補足説明いたします。予算書の373ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8227万7千円と定めるものでございます。

内容の主なものについて、事項別明細により歳出から説明いたします。377ページをお願いいたします。1款1項1目 一般管理費1577万4千円は職員2名の給与等です。2目市場管理費の計1449万1千円を市場施設の維持管理に係る経費として計上しております。2款1項 公債費の元金を4121万7千円、利子を979万5千円計上しております。次に、3款1項 予備費として100万円を計上しております。

続きまして、歳入について説明いたします。376ページをお願いいたします。1款1項1目の地方卸売市場使用料6065万1千円は、水産は減少傾向にあるものの青果はやや持ち直してきたことから、対前年比138万8千円の増となるものです。次に、2款1項1目 一般会計繰入金として1982万9千円を計上しております。4款1項1目 雑入179万6千円では、主なものとして水産物部汚水処理施設維持管理費負担金は処理費の実費を卸売業者から負担金により繰り入れるものです。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

瀬戸委員

この市場も以前、民営化ということで民営化しないということのあとに、また答弁が変わって民間も含めたところで検討中だということでしたが、いま進行具合はどういうふうな形になっておるか、お聞かせください。

農林振興課長

市場の民営化につきましては、当委員会で何度か報告をさせていただきましたが、民営化を進める中で最終的に青果の卸売会社のほうから民営化を辞退するという事での申し出がございまして、破談になったということでございます。しかしながら、行革の方針の中で市場の民営化方針がございまして、今後とも条件が整いましたら再度民営化の協議を進める必要があるというふうに考えておりますが、現在のところ、まだ民営化の協議を再開する状況には至っていないというふうに判断しております。できるだけ早い時期に条件が整いますれば、また協議を再開したいということでございます。

瀬戸委員

ご答弁の中で、条件が整えばということをおっしゃいましたが、条件というのはどういう条件でございでしょうか。

農林振興課長

青果の会社のほうから民営化の辞退ということがございました。したがって、まずはその辞退をされた青果のほうで、民営化の協議に応じていただけるという状況が整うこと。あわせて青果の組合のほうも同様な状況がございましたことから、組合についても応じていただける状況が必要だというふうに考えております。また、魚につきましても売り上げ等の減少傾向等の問題がありまして、その辺が応じていただけるかどうかというふうなところも含めて申し上げたものでございます。

瀬戸委員

青果のほうで辞退されたということをおっしゃいました。その辞退の理由というのはわかりになりますか。

農林振興課長

辞退の理由につきましては、青果の会社が青果組合との間でですね、意思疎通がうまくいかなかったということで、結果、協議ができなくなったということで青果の会社が辞退をされ



たということでございます。

瀬戸委員

いわゆる仲買の組合の方たちと話し合いがうまくいかなかったと、反対があったということでございますか。

農林振興課長

そういうことでございます。

瀬戸委員

それでは、その組合の方々はどのようにして民営化に反対だと、その辺の理由があつていわゆるその筑豊青果自体が辞退をされたと思うんですけど、組合の方々の反対の理由は承知してありますか。

農林振興課長

青果の会社が新筑豊青果ですけども、新筑豊青果の持ち株会社でありますアインバンドホールディングス、ここがフレッシュMDホールディングスというところに株式を売却されまして、その傘下に入ったということでございます。これにつきましては既に報告させていただいておりますが、そのことが事前に何も組合のほうにお知らせがなかったということで、結果的に組合のほう将来不安等も含めたことからですね、民営化には応じられないという判断をされたというふうに理解をしております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第16号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長

「議案第17号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」について補足説明をいたします。385ページをお願いいたします。第1条 歳入歳出予算の総額は、それぞれ3741万5千円とするものでございます。

事項別明細により歳出から説明いたします。389ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款1項1目の一般管理費において、職員給料などを743万5千円、2目の駐車場管理費を計2898万円とし、駐車場施設の維持管理に係る経費として計上しております。

そのうちの主なものとしては、13節委託料 飯塚市営駐車場指定管理2349万8千円、18節 備品購入費 204万3千円、25節 市営駐車場整備基金積立金173万1千円、27節 公課費の消費税76万2千円としております。

続きまして、歳入について説明いたします。388ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款1項1目の駐車場使用料として3731万1千円としております。3款1項雑入の10万3千円につきましては、駐車損害金であります。

なお、飯塚立体駐車場の市債償還金が平成24年度で完了により、一般会計繰入金は未計上としております。

また、昨年12月17日の本委員会における本町駐車場利用台数の推移についてのお尋ねが

あっておりますのでご報告いたしますが、21年度26,503台、22年度20,610台、23年度19,444台、24年度見込みを現在のところ17,400台としております。この実績等をもとに当初予算を計上しております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

389ページ、駐車場管理費の飯塚市営駐車場指定管理委託料2349万8千円ということですが、このコスモスコモンの横の立体駐車場かと思われるんですが、金額がえらい高いような気がするんですけど、出入口に1人管理人の方がいらっしゃる。時間は朝たぶん10時ぐらいから夜10時ぐらいまでだと思うんですけど、ほかにこの委託料の内訳というのが、どうしてこういう金額になるのか。当然、清掃とかいろんなことも入ってくるでしょうけど、その内訳を教えてください。

土木管理課長

この市営駐車場の指定管理委託料につきましては、そのほとんどは人件費として算出しております。質問委員の言われるように、中の清掃業務等も含めたところの計上ということでございます。

瀬戸委員

人件費といっても、ほとんど機械でお金を入れてやるわけですから、ただ何かあったらいけないから管理人が1人いらっしゃるか、たまにいらっしゃらないときありますよね。延べ何人、1日1人、2人かかっても、31日丸々やってもですね、こんな金額になると思えないんですよ。上の一般職級1人369万2千円と上げてありますけど、これは本町駐車場が何かの給与かどうかわかりませんが、だいたいこんなものでしょう。2人合わせても700万円ぐらいでしょう。後にどんな経費が積み重なってこの2300万円になるのか。それと、これを受けてある会社はどこか、それがわかればそれも教えてください。

土木管理課長

少し説明不足だった点をもう一度説明させていただきます。この駐車場の指定管理委託料につきましては、立体駐車場、それから本町駐車場、それから東町駐車場、この3つの駐車場の管理委託料でございます。この指定管理の委託先につきましては、シルバー人材センターに委託をしております。

委員長

単純に聞きます。高いと思いませんか、委託料が。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:51

再 開 11:02

委員会を再開いたします。

土木管理課長

お尋ねの人件費につきましては、立体駐車場、本町駐車場、東町駐車場、それぞれ3駐車場に1名の駐車係として365日、延べ1,095人の人件費を計上しております。その他、消耗品といたしましてゲートに使われているバー等の交換とかトイレトーパーとか清掃用具とかそういった消耗品で77万2,980円、それから駐車場のシステム保守点検業務等に379万9千113円等計上いたしまして、合計2349万8千円計上させていただいております。人件費のみのトータルの金額といたしましては、年間1652万2,460円ということで積算をしております。

瀬戸委員

今3名とおっしゃいましたね。それは1カ所に3名ってことですか。

土木管理課長

各場に1名ということで、3つの駐車場それぞれに1名を配置しております。

瀬戸委員

3名の労務費が1652万2千円ですね、月1人当たりいくらなんですか。

土木管理課長

勤務時間が早朝から夜の22時ということで、時間外の手当等も含まれます。また、イベント時ということで、これを年間30時間ほど別途計上、応援として張り付けていただくような計上もさせていただいております。その他、この駐車場という係以外の業務といたしまして、清掃、それから樹木等の剪定とか草刈りとかいう、こういった業務もございますので、これには1日あたり2時間程度のそういった業務もあわせて計上させていただいております。

瀬戸委員

シルバー人材センターでやられているということですからこれ以上言いませんけどですね、非常に高い指定管理料かなと思います。これですね、指定管理者制度をとってありますけど、例えば市のほうで直接職員、職員までいかないですけど、臨時職員でも結構ですが、そういうことで雇用がこういう状況ですので、市として直接雇用に人員を配置してやっていくという方法もあるのではなかろうかなと思うんですけど、その辺はいろいろ検討させていただいて、少しでも雇用の拡大につながるような方法もとれるんじゃないかなと思っておりますので、よろしくご検討のほどお願いします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

松延委員

去年、この項でちょっと質問させていただきました。いわゆる人件費です。今年は職員の方が4級から3級ということで、人件費下がっています。昨年度までは、要するに繰入金がありましたので、一応人件費を減らしたらということで質問させていただきました。この駐車場の仕事もう少し、いま何歳ですか、平成25年1月1日現在で今度は37歳9カ月ということで、そういう僕は、失礼ですけども駐車場の管理ですね、携わる人はもう少し若い人で十分ではなかろうかと思うんですけどね。そこら辺のところ一応、給料の高い人やないでもう少し新人の方を充ててそこら辺のところは勉強してもらおうとかですね、そういうのができますか。それだけちょっとお答えください。後はもう何もありません。

土木管理課長

職員の配置につきましては委員がおっしゃられましたように、若い人、業務の内容についてそれぞれ担当部署を決めております。人事異動によって配置された職員の中でそういった選択をしまいでございますので、今後とも検討していきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第17号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」を議題といた

します。執行部の補足説明を求めます。

産学振興課長

「議案第18号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」について、補足説明申し上げます。予算書395ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4765万1千円と定めるものでございます。

内容の主なものについては、事項別明細により歳出のほうから説明いたします。399ページをお願いいたします。1款1項 工業用地造成事業費、1目 鯉田工業団地管理費については、施設維持管理にかかる草刈等手数料として225万8千円、排水ポンプ稼働にかかる通年の電気使用料として光熱水費35万7千円、保守点検委託料10万円など、275万8千円を計上いたしております。2目 目尾工業団地管理費については、本年度から草刈等手数料として、95万1千円を計上しております。2款1項 公債費につきましては、鯉田、目尾工業団地造成事業費の起債償還費用として、1目 元金1億4203万8千円、2目 利子90万4千円、合わせて1億4294万2千円を計上いたしております。

続きまして、歳入について説明いたします。398ページをお願いいたします。1款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入につきましては、目尾工業団地内及び鯉田工業団地周辺管理地内の電柱占用に係る使用料収入として、14,000円を計上いたしております。2款 繰入金、1項1目 一般会計繰入金として、1億4763万6千円を計上いたしております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第18号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 平成25年度飯塚市水道事業会計予算」、「議案第22号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」及び「議案第23号 平成25年度飯塚市下水道事業会計予算」、以上3件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

上下水道部総務課長

「議案第21号 平成25年度飯塚市水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。別冊の予算書1ページをお願いします。予算第2条の業務の予定量につきましては、年間総給水量1437万6514立方メートルを予定しております。予算第3条の収益的収入・支出につきましては、収益的業務の収入としまして19億9637万5千円を、また2ページで支出として20億774万8千円を計上しております。予算第4条の資本的収入・支出につきましては、資本的業務の収入としまして8億5447万8千円を、また3ページで支出として20億4117万8千円を計上しております。また、第5条で債務負担行為として「明星寺浄水場集中監視装置改良工事」、これは25年度と26年度で限度額6億8830万円、このほか2件を計上しております。

次に、主な内容について予算明細書によりご説明します。25ページをお願いします。予算第3条の収益的収入につきましては、1項1目 給水収益で水道料金19億1493万4千円を計上しております。

27ページをお願いします。収益的支出につきましては、人件費、委託料、動力費等の経常

経費を計上しております。

37ページをお願いします。予算第4条の資本的収入につきましては、主なものとして1項1目 企業債3億4470万円、2項1目 出資金3億4470万円、3項1目 国庫補助金8282万6千円を計上しております。

38ページをお願いします。資本的支出の1項 改良事業費につきましては、1目 配水施設改良費2億490万円と、次のページの2目 諸施設改良費1億1474万4千円の中で合わせて27件の工事費を計上しております。

40ページをお願いします。2項の新設事業費につきましては、1目 配水施設新設費6190万円の中で6件の工事費を計上しております。

次に、41ページの4項 第8期拡張事業費につきましては、1目 拡張事業費9億5904万2千円の中で11件の工事費を計上しております。

43ページをお願いします。5項1目 企業債償還金につきましては、4億8429万8千円を計上しております。

水道事業会計予算の補足説明は以上ですが、予算資料としまして、各企業会計の「予算収支総括表」、「工事概要書」などをお配りしていますので、ご参照ください。

続きまして、「議案第22号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」について、補足説明します。予算書の45ページをお願いします。予算第2条の業務の予定量につきましては、年間総給水量15万2205立方メートルを予定しております。予算第3条の収益的収入・支出につきましては、収益的業務の収入として3518万4千円を、また46ページで支出として3772万1千円を計上しております。予算第4条の資本的収入につきましては481万2千円を、資本的支出としまして、2754万6千円を計上しております。

予算の主な内容については、予算明細書によりご説明します。65ページをお願いします。予算第3条の収益的収入につきましては、1項1目 給水収益479万4千円は、現在給水契約を結んでおります「日本タングステン(株)」ほか4事業所の水道料金を契約水量に基づきます水道料金を計上したものであります。

66ページをお願いします。収益的支出として人件費等の経常経費を計上しております。

69ページをお願いします。資本的収入につきましては、1項1目 他会計補助金481万2千円を計上しております。

資本的支出の1項1目 諸施設改良費として工事費2件、負担金1件で2502万5千円を計上しております。2項1目 原水及び浄水施設費として負担金2件、252万1千円を計上しております。

産炭地域小水系用水道事業会計予算の補足説明は、以上でございます。

続きまして、「議案第23号 平成25年度飯塚市下水道事業会計予算」について、補足説明します。予算書の71ページをお願いします。予算第2条の業務の予定量につきましては、年間総処理水量632万9029立方メートルを予定しております。予算第3条の収益的収入・支出につきましては、収益的業務の収入として13億6586万3千円を、また72ページで支出として13億3804万7千円を計上しております

次に、予算第4条の資本的収入・支出につきましては、資本的業務の収入として9億4885万6千円を、また73ページに支出として16億5290万8千円を計上しております。

予算の主な内容については、予算明細書によりご説明します。93ページをお願いします。予算第3条の収益的収入につきましては、1項1目 下水道使用料で9億968万6千円を計上しております。

94ページをお願いします。収益的支出につきましては、人件費・委託料等の経常経費を計上しております。

103ページをお願いします。予算第4条の資本的収入につきましては、1項1目 企業債4億6130万円を計上しております。

2項1目 国庫補助金の3億7935万円は、下水道事業費に対する国の交付金を計上したものであります。

104ページをお願いします。資本的支出につきましては、1項1目 施設整備費として7件の委託料と14件の工事費5億9430万円を、次のページの1項2目 施設改良費として2件の委託料と5件の工事費2億6936万1千円を計上しております。

107ページをお願いします。2項1目 企業債償還金につきましては、5億8745万円を計上しております。

以上、簡単ですが、下水道事業会計予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

「議案第21号 飯塚市水道事業会計予算」と「議案第23号 平成25年度飯塚市下水道事業会計予算」についてお尋ねしますが、議案21号について、25ページに水道事業の収益があります。水道料金として19億1493万4千円が計上されております。それと23号の議案に関しては、93ページに下水道事業収益、営業収益として下水道使用料が9億968万6千円計上されておりますけれど、これに関連してですね、この23年度の決算審査意見において、水道料金と下水道使用料の収納状況についてですね、監査委員から収納率に改善が見られず不納欠損に至る債権管理、事務処理が不適切であるとの指摘がなされておりました。今回このような予算を計上しておりますけれど、指摘に対して現在どのような事務処理を行っているのか、また、行っていかうとしておるのか、お尋ねいたします。

上下水道部総務課長

ただいま委員ご指摘がありましたように、平成23年度の決算審査意見におきまして、監査委員から不納欠損に至る債権管理、事務処理が不適切であるとの指摘を受けております。今年度、24年度末で不納欠損の対象となります19年度に料金、使用料の未納があります496件につきましては、改めて住民票で転居先等の調査を行いまして、郵便、電話、訪問等による催促を行っております。24年度に滞納繰り越しとなりました水道料金、下水道料金使用料で、19年度以前の約625万円につきましては、2月末現在で33万8435円の収納となっております。また、毎年500件近く発生しております中止未精算者に対しましては、中止を届けずにいなくなったものの早期把握、転居先の調査、判明後の連絡催促を強化いたしまして、また中止の事前届け出のあったものにつきましては、口座振替が確実なものを除きまして、現地での中止精算を行うようにしまして、新たに滞納繰り越しとなるものの減少に努めております。この中止未精算者で未納のまま5年を経過したものが、結果的に不納欠損をせざるを得ない状況となってまいりますので、中止未精算者の中止前後の状況と折衝等の経過を滞納者個票、これは22年度の決算認定の経済建設委員会で質問委員から資料要求がございまして提出したものでございますけれども、この滞納者個票に記録しまして滞納整理に努めております。この結果、2月末時点での収納率としましては、現年度分は前年度並みの見込みでございまして、過年度分は1%から2%程度、昨年度を上回る状況になっております。今後につきましては、積極的な滞納整理、事務を行いまして収納率向上に向け頑張っている所存でございます。

道祖委員

おっしゃるとおり、未納のまま5年間を経過したものは、結果的には不納欠損になるということなので、追いかけていただいて、過年度分については1、2%徴収率がよくなったということです。1円でもですね、納めていただければ、納めていただいたときからまた5年間と

ということになりますから、ぜひですね、この会計は企業会計ですので、今後も一層収納率増加に努めていただきたい。要望してこの質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

議題中、「議案第21号 平成25年度飯塚市水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 平成25年度飯塚市下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30号 飯塚市営駐車場整備基金条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長

「議案第30号 飯塚市営駐車場整備基金条例」の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書11ページをお願いいたします。条例の制定は、平成4年11月に建設され既に20年を経過した飯塚立体駐車場の外壁等の老朽化に伴い、今後も多くの利用者が安全・安心して利用できる公共の施設を安定的に供給するため、平成25年度から発生する剰余金を飯塚市営駐車場整備基金として積み立てるため、地方自治法第241条の規定に基づき条例を制定するものでございます。

本条例の主な内容につきましては、第1条において、飯塚市営駐車場の整備等の財源に充てるため飯塚市営駐車場整備基金を設置するものであります。

第2条において、基金として予算に定める額と基金の運用により生ずる収益とするものであります。

施行日は、平成25年4月1日からでございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

すみません。ちょっと私、失念してたんですけど、これ立体駐車場の償還金が返済が完了するというので、これを使うと利用料金が残っていくわけですよね。だからそれを積み立てていくということは承知しておるんですけど、ここに書いている、「基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。」というふうになってますよね、第2条。これ、大体どれぐらいあったかですね、それがちょっと私、失念しておったんで、大体予想としてはどれくらいになっていくのか。

土木管理課長

積み立てる額につきましては、平成25年度につきましては、173万1千円を予定してお

ります。今後は全体的な利用台数の減ということも見込まれることもありまして、定額的な積立額ということは、今後推移を見てみたいと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第30号 飯塚市営駐車場整備基金条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第48号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長

「議案第48号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

追加議案書の8ページをお願いいたします。道路法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は、6路線、延長775メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番から4番の路線が開発行為に伴う路線認定、及び5番から6番が路線見直しに伴う路線認定を行うものです。路線箇所は、9ページから11ページに記載しております。

この路線の認定につきまして、昨日、本議案が委員会に付託される際、質疑がありましたので、「姿・田線」の認定につきまして改めて説明させていただきます。

本路線は飯塚市が管理しております公衆用道路で、現在、路線の認定をしていない未認定道路であります。この路線が提訴の中で未認定道路であることが指摘されておりますので、本路線を管理する上で、道路法の適用を受ける道路として明確にするため、路線を認定するものであります。

明星寺団地周辺市道の大型車通行問題で、道路管理者である市が通行制限を行ったことに対し本路線を通行しておられます事業者より提訴されておりますが、道路法の適用を受けない未認定の道路に通行制限を行ったことや規制看板を立てたことが違法ではないかに対しましては、法に規定されたことに違反するような違法行為ではないと考えております。この判断につきましては、司法の判断に改めて委ねたいと考えております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

今回3カ所ですね、大きく言って3カ所、6路線の道路認定の議案が出ておるんですけど、昨日いろいろと本会議の中でこの議案に対して質疑がっております。それで改めて私もお尋ねしていきたいと思っておりますけれど、まず違反ではないということで土木管理課長がご答弁されておりますけれど、それを司法に任せるといふふうに言っているけれど、司法に任せるとはなくて、道路法があって認定基準、道路法がある、それで認定道路とか、今おっしゃった公衆道路とか里道とか、いろいろ農道にしても道路いろいろありますよね。認定外道路という形になるんでしょうけれども、問題は、まずはっきりしてほしいのは、何の根拠に基づいて認定道路、あなたは公衆道路ですということを行いましたので、公衆道路に対して、認定外道路に対して通行制限の規定を掲げることが、それが何の法律に基づいて合法だと。司法じゃなくて、



あなた方が行政している以上ですね、執行権の中で基づく法律というのはあるはずだと思っているんですけど、そのところを明確にしないと、自分たちは自信持って行政運営やっていけないじゃないですか。だから、それはもう司法に任せます、いま裁判があるから司法に任せる、そういう考え方じゃいけないと僕は思ってるんですよ。だから、あくまでも行政を運営していく以上は、道路法なり道路交通法なり、いろんなものがあります。それで私どもはこういうふうに判断してますということを、それで通行制限をかけましたということを明確に言っていただきたいんですけど、そこが整備されてないから、きのう本会議場でですね、わからない中でうやむやに2人の議員が質問されましたけど、何かちぐはぐな答弁であったと思うんですけど、今でもそうです。拠って立つ法律はこれですと。そして誰の権限でどういうふうにしてますということをね、明確に言ってほしいんですけど、どうですか。

土木管理課長

いま道路法にのっとった形で車両制限令を行っている、今回通行制限を行った区間につきましては道路認定をしている路線と今ここで改めて認定を上程させていただいております姿・囲線でございますけども、これらの道路を管理しておるのは飯塚市でございます、この道路管理者としての位置づけにおいて、この一連の道路について通行が制限される道路だということで制限をかけておるわけでございます。ただ、この道路法がかぶらない公衆用道路という部分につきまして、それが違法かというところにつきましては、違法ではないという考えのもと、それが、ではどういうきちとした法律に基づいてかといえますと、そこまでこういった法律に基づいてやったということをごさいますけれども、道路を管理している者として市が道路を管理しておりますので、その道路の安全構造上の保全に基づいて道路規制制限を行ったわけでございます。違法でないということよりも、それが適法であったかどうかという判断につきましては難しいと思えますけれども、それにつきましては改めて司法の中で判断していただけるかということでございます。

道祖委員

日本は法治国家なんですよ。道路法はちゃんとあって、認定道路というのは誰がどういうふうに決めていくというのはちゃんとあるんですよ。そして通行制限も確か道路法に定められていたと思うんですよ。だから、何の法律の何条に該当しますので、私どもは行政としては通行制限をかけましたということを明確に言わないと、あなた方は拠って立つ法律が、じゃあ道路管理してるからその道路管理者が全部、全てやれるということになっていくんですか。それもやはり何らかの基準で適用していかないと。今の答弁でいきますとね、どこでもここでも通行制限かけられますよと、それは道路関係者の勝手ですよみたいな答弁なんですよ。あくまでもやはり基準というものを踏まえて、それをやっていかないから今回こういう問題が生じてるんじゃないですか。まず一番に、昨日指摘されていたのは通行制限が公衆道路にかけられるのかどうかということを明確にしてくれと、あなた方は違反じゃないと堂々と本会議場で言ってる。言ってるならば、その法律根拠、拠って立つ根拠、顧問弁護士がいるんだから、その問い合わせしてこういうことですよということで答弁するのが、私はそういう答えをもらいたいわけです。もらわないと判断がつかないんですよ、まず1つね。

それともう1つ、道路法で認定道路というのがありますけれど、私もこれ改めてね、インターネットで情報をとろうと思ってるいろいろ見ていたんですけど、他の都市ではですね、認定道路の基準というのが公表されています。それがインターネットで全部見ることができるんですよ。あくまでも道路法に基づいてそういうものをつくっているということでしょうけれど。飯塚市もですね、当然、認定道路の基準というのものがあると思うんですけど、それを、委員長、その基準を資料としていただきたい。

委員長

ただいま道祖委員から要求のあった資料は提出できますか。

土木管理課長  
提出できます。  
委員長

おはかりいたします。ただいま道祖委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されていますので、事務局に配付させます。

( 資料配付 )

委員長  
暫時休憩いたします。

休憩 11:45

再開 11:54

委員会を再開いたします。

このまま休憩いたしまして1時から再開いたします。よろしく申し上げます。

暫時休憩いたします。

休憩 11:54

再開 13:00

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

道祖委員

議案の中に、先ほども言ったと思いますけど、新設道路、それと既存の35年もたつような道路、そしていろいろ係争中の道路、そういう大きく分けて3つの道路の認定ということで提案されておりますが、私としましてはできるならば大きく言って3つの路線について、ここに提案されております延長、幅員についてどういうふうになっているか、現地の確認を委員会として行って、そして提案している内容が確認できてからですね、各委員の判断を仰いでいただきたいというふうに私は思っておりますが、現地調査という形で取り組むという、現地の確認ということですね、取り組むことを、議案審議することを提案させていただきたいと思うんですけど、よろしく委員長のほうでお取り計らいをお願いします。

委員長

おはかりいたします。ただいま道祖委員から委員会として現地調査を行いたい旨の申し出がありました。現地調査を行うことに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙手 )

賛成少数。よって、委員会として現地調査を行うことは否決されました。

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

審議にあたってちょっと何点が質問いたします。先ほどから議案上程されました明星寺の姿・困線について、ちょっとお尋ねします。執行部の説明から公衆用道路という話が出ております。この公衆用道路についてちょっとお尋ねしますけれども、私の認識では公衆用道路というのは不動産登記法上の地目、地目上、土地利用形態によって登記上分類されるものということで、田畑、山林、そういうものと、まあ21種類ありますけど、登記上、不動産登記法上の公衆用道路という認識でよろしいんですか。

土木管理課長

そのとおりでございます。

小幡委員

ということであれば、不動産登記法上、この道路法による道路であるかどうかは問われず、これは一般交通の用に供する道路という判断もありますけども、間違いはないですか。

土木管理課長

現在、一般の交通の用に供されている道路でございます。

小幡委員

ということはですよ、建築基準法というのがありますよね、建築基準法上第42条において道路とは幅員4メートル以上のものが規定され、これも公道、公の道ですね、私道に問わないということで4メートル以上は道路とみなすと。今これを認定しようという話ですけども、建築基準法上は通常言う4メートル以上の道路と認識しとってよろしいでしょうか。

土木管理課長

そのとおりでございます。

小幡委員

あと2、3点ちょっと確認します。この地域、都市計画区域内外、どちらでしょうか。

土木管理課長

都市計画区域内でございます。

小幡委員

都市計画法、都市計画区域内ということは、4メートル以上の道路がもう既にあった場合は通常、既存道路とみなしますよね。それは間違いはないですか。

土木管理課長

そのとおりでございます。

小幡委員

都市計画法からいきますと、これは公衆用道路ではなくて既存道路なんですよ、基本的に。その既存道路、4メートル以上幅員があります。それで、この所有者、道路の、既存道路の所有者はどなたでしょうか。

土木管理課長

飯塚市となっております。

小幡委員

先ほど言いました公道、公の道、私道、個人的な道に問わずですね、この道路を管理する所有者、これは所有者側が管理をするというふうに法律で定められております。何を管理するか、それは安全も、もしくはそこで事故が起こったと、もしくは災害で道路が流れたというような道路の管理をするのは、今回所有者である飯塚市が管理するというのは間違いはないですか。

土木管理課長

そのとおりでございます。現在も市のほうで道路管理を行っておるところです。

小幡委員

では、既存道路として飯塚市が所有し、飯塚市が管理しているということで、今後通行に関しても、もしくは災害、事故に関しても本市、飯塚市が管理者として管理していく道路であることには間違いはないですね。

土木管理課長

今後も道路を維持管理していく、飯塚市として維持管理していくところでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

確認ですけど、ここの幅員というのは間違いなく、この幅員はあるんでしょうね。現地調査をということでお願いしたらできないということですから、みんなの前で確認したいと思っておったんですけど、あなた方は、再三言いますけど、ちゃんと現地を測量したんでしょう

ね。幅員を計ったんでしょね。

土木管理課長

現地の道路につきましては、現地を厳格に幅員を測りまして、この図面を作成しております。道路台帳として備えつける道路として、4メートル以上幅員があることを確認して提案させていただいております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第48号 市道路線の認定」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙手 )

全会一致。よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から案件に記載の件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「専用場外発売場『オートレース牛津』について」の報告を求めます。

事業管理課長

専用場外発売場「オートレース牛津」について、小城市との事務処理が完了いたしましたので、報告いたします。先月2月7日の経済建設委員会に設置断念の報告を行い、その後、小城市と協議いたしまして、2月13日に行政協定を廃止する内容の事務処理が完了いたしましたので、報告いたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」の報告を求めます。

商工観光課長

飯塚市中心市街地活性化事業のうち、商工観光課が所管します商業の活性化事業の取り組みにつきましては、10月25日開催の当委員会でご報告をさせていただいておりますので、本日は配付資料に基づきまして、その後の主な事業の進捗状況につきまして、ご報告いたします。

まず、「逆・玉手箱実践商店街事業」のうち、「健康空間創出事業」につきましては、東町商店街の旧玉置の1階に「街なか交流・健康ひろば」を昨年6月に開所して以降、商工会議所が実施主体となり、ここにコストップ運動教室やスロージョギング教室を開催してまいりました。今後の予定欄に記載しておりますが、今月2日には飯まちファミリースタンプラリーとあわせてスロージョギング大会が約50名の参加のもと開催され、ファミリースタンプラリーの参加者約600名を含めると、約650名の方々が中心商店街巡りに参加され、賑わいが創出されておりました。その他にも、当ひろばでは、健康相談や介護予防教室、いきいき健康教室や少年少女発明クラブなどの市の事業をはじめ、太極拳やヨガなど地域団体が実施する各種教室なども開催されておまして、3月末までに約280事業が実施される予定となっております。

次に、「新飯塚地区歩行者空間活用事業」につきましては、昨年9月末までに商店街アーケードが撤去され、11月にぶらり市が開催されました。今後の予定としましては、来年度、歩行者空間整備事業によりまして歩道及び車道、街灯などの整備が行われ、ウォーキングコースも設置される予定となっております。

続きまして、「中心市街地活性化協議会支援事業」についてでございますが、昨年8月に設置しましたタウンマネージャーにより、店舗診断や空き店舗対策等の検討、中心市街地活性化事業にかかわる関係者相互の意見調整等を担っていただいております。年度末までにその成果を報告していただくこととなっております。

次に、「戦略的逸品店舗誘致事業」につきましては、中心商店街関係者、まちづくり団体、タウンマネージャー、商工会議所及び市で構成します「戦略的逸品店舗誘致部会」を設置し、アンケート調査による消費者ニーズなどを参考にしながら逸品店舗の誘致を進めることとしております。現在、カフェ、レストラン、パン屋、子ども用品関係の5企業と交渉を行っておりまして、近いうちに本市を視察していただける企業もございますので、部会メンバーと連携・協力しながら、対応してまいりたいと考えております。

最後に、「街なかギャラリー運営事業」につきましては、予定しておりました設置場所が正式に使用できないことになりましたので、今後、事業の再構築に向け検討していくこととしております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市学童農業体験について」の報告を求めます。

農林振興課長

「飯塚市学童農業体験について」、ご報告をいたします。地産地消、食育推進の観点から、立岩小学校、伊岐須小学校、楽市小学校、平恒小学校の4校におきまして学童農業体験を行いましたので、その概要をご報告するものでございます。

実施主体は飯塚市、福岡嘉穂農業協同組合等で構成されました飯塚市地産地消推進協議会でございます。

農業体験の取り組みにつきましては、米の作付から収穫まででございますが、飯塚農林事務所、飯塚普及指導センターの協力のもと、昨年5月下旬から6月初旬にかけて、米の生育の事前学習、6月中旬の田植え、9月下旬から10月中旬にかけて稲刈りを実施し、その後3月までに4校の小学校で収穫祭が実施されております。

以上の農業体験などの経験をすることによりまして、農業の大切さや収穫の喜びを学ぶことにより、地産地消の食育の推進を図っているところでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市耐震改修促進計画について」の報告を求めます。

建築住宅課長

飯塚市耐震改修促進計画を策定いたしましたので、ご報告いたします。皆様にお配りしております計画の概要に沿って説明させていただきます。

最初に資料の1ページでございますが、この耐震改修促進計画を策定しました目的でございますが、耐震改修促進計画につきましては平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震により、安全であるといわれていた福岡県でも大規模な地震がいつどこで発生しても不思議ではない状

況にあることを認識させられたわけでございます。飯塚市においても同様のことが言えます。このため、平成18年1月の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、耐震改修促進法とっておりますが、その改正を受けて、飯塚市では地震による建築物の倒壊などの被害から住民の生命や財産を守る必要があることから、福岡県や関係団体と連携して、既存建物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的に「飯塚市耐震改修促進計画」を策定したものでございます。

本計画の期間につきましては平成25年4月から平成34年度末までの10年間とし、必要に応じて見直しを行うこととしております。

3.に飯塚市における耐震化の状況について表をつけておりますが、耐震改修促進計画では不特定多数の者が利用する特定建築物や避難所に指定されている公共建築物の耐震診断、耐震改修を計画的に推進していく計画でございますが、下表に示しております現状では、昭和57年度以降、これは新耐震法が定められた以降でございますが、特定建築物が120棟ございます。それから昭和56年以前、新耐震法以前の特定建築物が97棟、そのうち59棟は耐震改修が終わっているなどで耐震性有と判断できるものです。公共の特定建築物の合計が217棟、そのうち耐震性有と判断できるものが179棟で、耐震化率82.5%という数字になっております。

また、民間の特定建築物につきましては、246棟が昭和57年度以降の特定建築物、昭和56年以前が139棟で、そのうち56棟は耐震改修が終わっているなどで耐震性有と判断できるものです。民間の特定建築物の合計が385棟、そのうち耐震性有と判断できるものが302棟で、耐震化率78.4%という数字になっております。

公共・民間の特定建築物を合わせると建築物数が602棟、耐震性有が481棟で耐震化率79.9%でございます。

2ページをお願いいたします。飯塚市内の木造戸建て住宅及び共同住宅に関する耐震化率を表示しております。木造戸建て住宅と共同住宅を合わせますと52,921棟、耐震性有が39,756棟、耐震化率75.15%となっております。

3ページをお願いいたします。4.耐震化の目標設定でございますが、平成25年度から10年間の平成34年度末までを計画期間とし、特定建築物・住宅〔共通〕目標を耐震化率95%としております。目標達成のためには、民間及び公共の特定建築物の耐震改修を90棟、住宅の耐震改修を10,518戸実施する必要があります。

5.では計画の実現に向けて基本方針を示しております。1つ目として、住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする。2つ目として、飯塚市は耐震化促進のため、福岡県と連携して適切な支援策を行うことにしております。

4ページをお願いします。耐震化の施策でございますが、1)市有建築物の耐震化については、災害時の防災拠点としての機能や災害弱者や不特定多数の者の利用及び老朽度等を考慮し、耐震化の優先度を分類したうえで、計画的な耐震化を行うこととしております。

2)の民間特定建築物の耐震化につきましては、福岡県の指導等について協力して耐震化を促進することや、宅地建物取引業法の改正により耐震性能の確保が資産価値の向上につながることを広く周知すること、また、税の減免制度についても周知することや、建築物の定期報告制度の活用による耐震化の促進をすることとしております。

3)の住宅の耐震化につきましては、福岡県と協力して所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援や環境整備を充実させ、関係する業界と連携を図ることにより、耐震化を誘導することとしております。誘導の方法としましては、福岡県の耐震診断アドバイザー制度の活用や耐震改修の情報提供、耐震改修促進税制等の紹介など福岡県及び関係機関との相談ネットワークの充実・強化を図っていくものでございます。

以上のように、市有建築物は災害時の活動拠点として有効に機能し行政サービスを継続的に

提供することが必要な施設であることから、飯塚市では公共特定建築物が被害を受けた場合の社会的影響及び建築物が立地する地理的条件を考慮し、住民の生命の保護を最優先に考えた公共特定建築物や避難所となっている建物の計画的な耐震化を推進することにしております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上の事故による損害賠償請求事件について」の報告を求めます。

土木管理課長

市道上の事故による損害賠償請求事件について、ご報告いたします。

本件事故は、平成24年9月7日午後6時頃、伊岐須地内の市道 高雄団地1号線において、当事者が伊岐須から相田方面へ走行中、原告がわだち状態の市道上のマンホール蓋で車両の底部を接触し、エアバックの作動によりエンジン停止した車両損害事故について、原告と交渉を行ってきましたが交渉が成立せず、平成25年2月4日、飯塚市を被告として損害賠償請求事件となったものです。

事故現場につきましては、参考資料の見取図のとおりでございます。

今後につきましては、道路賠償保険会社と協議しながら対応していきます。

道路の点検、補修につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、今後さらに気を付けてまいります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

上水道課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配付しております資料をお願いします。平恒配水池築造工事でございますが、原契約金額に1247万9250円増額しまして、変更契約金額を5億3184万750円とするものです。また、平成25年3月20日までの工期を平成25年3月29日まで延長するものです。

その主な理由は、場内造成工事において、法面の土砂流出を防ぐために種子吹き付けを増工、また場内掘削の際、埋設位置が判明していなかった既設送水管が場内掘削工事の支障となったため、送水管移設の増工を行うものです。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

下水道課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配付しております資料をお願いします。下三緒地区污水管渠敷設(1工区)工事でございますが、原契約金額に31万9200円を減額しまして、変更契約金額を6474万4050円とするものです。

その主な理由は、最上流污水柵の設置に当たり、家屋所有者との協議により当初予定位置より下流側となったため、本管延長を7.3メートル減長をすることにより減額変更をしたものです。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

おそらくきょうですね、私、委員長、最後となると思いますので、一言だけあいさつさせていただきます。

本当に私たちの委員会の委員の皆さん、そして議会事務局の皆さん、本当に2年間、ありがとうございました。皆さんのお計らいで本当に無事に終わることができました。

また私がこの2年間ですね、本当に感じたことはこの経済建設委員会委員の皆さん、本当によく勉強されてですね、本当にいい意見を出してもらっております。その中で、行政も本当によくしっかり内容を聞き、前向きに悪い所は直して進めていこうというやる気を感じました。

本当に市長が言うようにですね、議会と行政が両輪で、これからも本当に飯塚市民の皆さんのためにですね、一所懸命頑張っていってほしいと思います。本当にありがとうございました。

( 拍手 )

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。